



Governance

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

* 経営理念：アンリツは、誠と和と意欲をもって、“オリジナル&ハイレベル”な商品とサービスを提供し、安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献します。



WEB

アンリツ株式会社コーポレートガバナンス基本方針

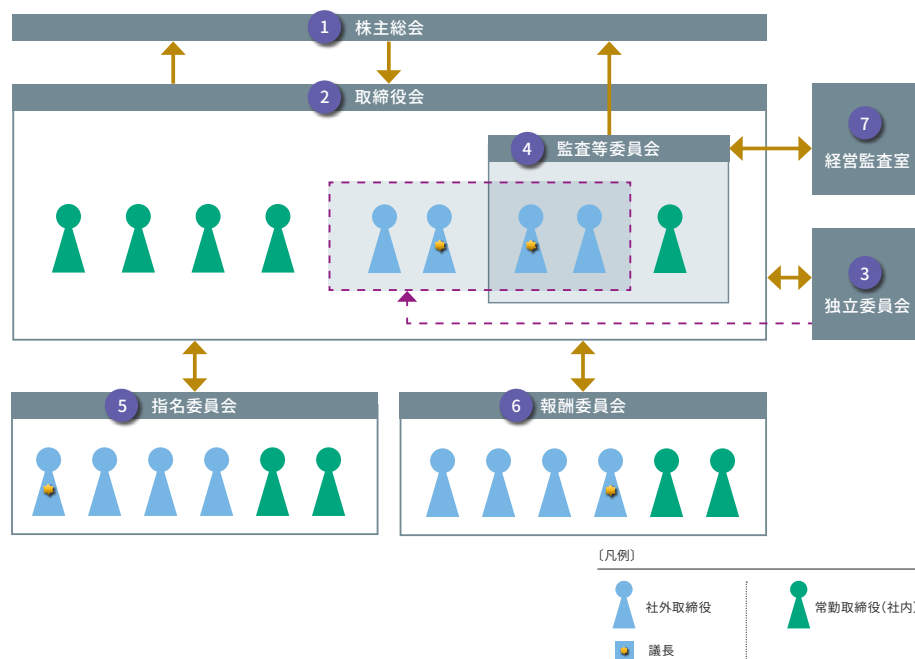


WEB

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

アンリツは、経営理念*に掲げる「誠と和と意欲」をもって、株主、顧客、従業員をはじめとするすべてのステークホルダーに対する使命を果たすことをミッションとしています。そのため、透明性の高いコミュニケーションを図り、迅速・果断な意思決定を行うためのコーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでいます。

▶ コーポレート・ガバナンス体制



アンリツは、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくことを経営の最重要課題としています。その目標達成に向け、実効性あるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、経営理念に根ざした事業を遂行することで、安全・安心で豊かな社会の発展に貢献し続けていきます。

アンリツは、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード*」の諸原則における考え方を支持しており、各原則をすべて実施しています。また、アンリツグループにおける、より良いコーポレート・ガバナンスの実現を目指して、その基本的な考え方、それを支える組織体制、仕組み等について明らかにするため、「アンリツ株式会社 コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定しています。

* コーポレートガバナンス・コード：実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、これらが適切に実践されることで、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することとなるものと考えられます。

この基本方針は、ステークホルダーの皆さまとの適切な協働、透明性のある適切な情報開示を推進するための取り組み、取締役会の役割と責務等について基本的な考え方を整理したものです。この基本方針に則り、今後とも、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることで、より透明性の高い経営の実現を目指してまいります。

1 株主総会

アンリツは、株主総会が当社と株主の皆様との建設的な対話の場として極めて重要であると認識し、当社への理解を深めていただけるよう、本社における開催、および集中日を避けた開催日の設定を行っています。

2 取締役会

取締役会は、経営戦略や経営計画等のアンリツグループの経営に関する重要な事項についての建設的な議論を交わし、意思決定を行うと同時に、取締役の業務執行を監督します。

また、当社グループの利益ある持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の意思決定過程を合理的なものとし、透明・公正でスピーディな意思決定を促します。

取締役会では、事前に情報収集及び分析・検討を適切かつ合理的に行った上で提案事項に関わる審議を尽くし、議決を行うこととします。

■ 2016年度取締役会で議論された議題

取締役会は、当社グループの事業展開に向けたグローバルな経営体制を充実させるために、適切な社内外の人財・人数で構成されていること、ならびにグループ経営に係る重要事項についての建設的な議論と意思決定、および取締役の業務執行の監督を行うための体制が整備されていることを確認しました。

また、取締役会、監査等委員会、独立委員会、指名委員会および報酬委員会の構成員である各取締役が、当社グループの利益ある持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために果たすべき役割を十分に理解し、それぞれの会議において、多様な経験に基づく見識、高度な専門知識等を発揮させ、社外取締役を含む全員で活発な議論が展開されていることを確認しました。

■ 取締役の報酬

監査等委員を除く取締役の報酬等については、取締役会の諮問機関である報酬委員会において、取締役報酬の制度、内容、水準および分配バランス等について審議され、取締役会が同委員会の答申を受け、株主総会決議により承認された範囲内でこれを決定しています。

業務執行取締役の報酬等の体系は、固定報酬の40%相当額を業績連動報酬とし、当該取締役が株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的な視点での業績や株式価値を意識した経営を動機付ける制度設計となっています。

3 独立委員会

自由で活発な議論の場を醸成し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図ることを目的として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、監査等委員会である取締役を含め、独立社外取締役全員で構成され、社外取締役相互の円滑なコミュニケーションを促進するとともに、以下の事項等を通じて、企業価値向上^{*}に貢献します。

- 1) グループの企業価値向上に関する提言
- 2) 代表取締役との意見交換
- 3) 個別テーマに係る業務執行責任者等との意見交換
- 4) 取締役会の実効性についての提言
- 5) 内部統制システムに関する提言
- 6) 当社株式の大規模買付行為が行われた場合の当社の対応に関する提言
- 7) その他、取締役会から諮問された事項の答申

^{*} 企業価値向上：アンリツは、“オリジナル& ハイレベル”を核とし、衆知を集めたイノベーションをとおして企業価値を向上し、社会全体から成長・発展を望まれる企業となることを目指します。

▶ 選任理由

氏名	選任理由
佐野 高志	グローバル・ビジネスについて高い見識を有する経営者としての豊富な経験と幅広い知識、ならびに公認会計士としての財務および会計に関する幅広い見識を有することから、社外取締役として適任と判断しました。
関 孝哉	グローバルなコーポレート・ガバナンスの専門家としての豊富な知識と卓越した見識を有することから、社外取締役として適任と判断しました。
井上 雄二	経営者としての豊富な経験と財務および会計に関する幅広い見識を有することから、社外取締役として適任と判断しました。
五十嵐 則夫	公認会計士および大学教授としての財務および会計に関する専門的な知識と豊富な経験、並びに上場企業における社外監査役等としての経験等に基づいた経営に関する幅広い知識を有することから、社外取締役として適任と判断しました。

4 監査等委員会

監査等委員会は、会計監査人、経営監査部門（経営監査室）、内部統制部門（グローバルオーディット部）と連携して業務にあたるものとします。監査等委員会監査については、監査等委員会として監査および四半期レビュー計画概要書、四半期レビュー概要報告書、期末における監査概要報告書、監査報告書および会社計算規則第131条に基づく通知を受領する際に、会計監査人より内容の説明を受け、意見交換を実施するほか、監査等委員は往査報告の聴取を含め随時、会計監査人との情報交換、意見交換を行います。

5 指名委員会

コーポレート・ガバナンスにおける重要事項である取締役の選任・解任および代表取締役の進退に関する透明性、客観性および公正性を高め、併せて経営幹部の育成に関する助言、提言等を得るために、取締役会の諮問機関として指名委員会を設置します。

指名委員会は、社外取締役である委員長の下、監査等委員を除く全ての社外取締役と社長および社長が指名する業務執行取締役を委員とし、以下の事項等につき審議し、答申を行います。

- 1) 取締役候補の選解任案
- 2) 取締役会の構成メンバー案(社内外の人数比、構成メンバーの専門分野、キャリア等)
- 3) 取締役に要求される資質、選任基準の検討・作成
- 4) 社長(グループCEO)の進退、サクセッション・プランに関する助言、提言
- 5) 役員全般(執行役員を含む)に関する諸制度(任期、年齢制限、その他)の管理運用および改定についての助言、提言
- 6) 次世代経営幹部育成プログラムおよび、取締役、執行委員またはその後継者の育成についての助言、提言

6 報酬委員会

コーポレート・ガバナンスにおける重要事項である取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等について、制度、内容、水準および配分バランス等について審議するため、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置します。

報酬委員会は、社外取締役である委員長の下、全ての社外取締役(監査等委員を除く)と社長および社長が指名する業務執行取締役を委員とし、以下の事項等につき審議し、答申を行います。

- 1) 取締役および執行役員の報酬体系
- 2) 取締役および執行役員の報酬水準
- 3) 取締役および執行役員の個別報酬の内容
- 4) その他、上記に関連する事項

7 経営監査室

監査等委員会における監査品質の維持・向上のため、監査等委員会の業務を支援する経営監査室を設置しています。経営監査室は、監査等委員会、会計監査人およびグローバルオーディット部門と連携して業務にあたるものとします。

国内外に複数の子会社を傘下に置くアンリツは、これら子会社を含めたグローバルな企業集団における統制を重視しているため、常勤の監査等委員である取締役と経営監査室幹部が、分担して国内外の主要な子会社の監査役(監査役を置いていない会社においては非業務執行取締役)に就任し、子会社に対する監査・監督機能を強化します。

これらに加え、監査役および監査役会を設置していた従前からの監査ノウハウなどを活用し、長年培ってきた有用な取り組みは継承しつつ、監査等の品質の一層の向上と効率化を図っていきます。

取締役会の実効性に関する評価の結果の概要および今後の対応

取締役会は、①当社グループの企業価値の源泉を踏まえた事業展開に向けたグローバル経営体制を充実させるための、適切な社内外の経営人財と人数で構成されていること、②当社グループの経営に係る重要な事項についての建設的な議論及び意思決定並びに取締役の業務執行の監督を行うための体制が整備されていること、③取締役会、監査等委員会、独立委員会、指名委員会及び報酬委員会のそれぞれの構成員である各取締役が、当社グループの利益ある持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために果たすべき役割を十分に理解し、それぞれの会議において、多様な経験に基づく見識、高度な専門知識等を発揮させ、社外取締役を含む全員で活発な議論が展開されていること、を確認しました。当社取締役会は、今回の実効性についての評価レビューに基づく課題に対しては、取締役会のさらなる実効性の向上のために必要な取り組みを実施し、改善に努めてまいります。

▶ 取締役会実効性の評価と改善の取り組みについて

設問	現状の評価	改善の取り組み
取締役会の役割・責務（審議・決議事項の適切性）について	取締役会における審議・決議事項については適切であり、取締役会は、その役割及び責務を果たしているとの評価されている。	社外取締役として業務執行サイドのリスクテイクを支援するために、中長期戦略の討議には関係する執行役員も討議に参加させて、議論を深める工夫をする。 取締役会のディスカッションに、事業にかかわる執行役員を参加させる取り組みを進めてきたが、さらに内容の充実を図るため、来年度は事業開発戦略会議をテーマとして、担当事業部門の執行役員を参加させ、ディスカッションを深めることとする。 また、定時取締役会の中では時間的な制約もあるため、四半期に一度のフリーディスカッションにおいて、コーポレート部門（人事、資材、ITなど）の執行役員または子会社社長のプレゼンの場を設けることとする。
各取締役の参画・貢献状況	活発な意見交換がなされており、各取締役の参画・貢献状況は良好である。	業務執行取締役は、業務執行プロセスで討議に参加した既知の案件についても自らの意見を積極的に述べて、取締役会の審議の充実に努める。 取締役会上程案件については、経営戦略会議での議論を議事録に残し、取締役会が参照できるようにする。
取締役（会）の知識、経験、力量、バランス、多様性	適切であるとの評価がある一方で、当社の事業特性・ビジネスモデル及び重要な市場である北米市場に知見を持つメンバーの参画も検討する必要があるとの意見があった。	取締役会は、その力量向上に努めるとともに、適切な経験、知見を持つ社外取締役候補者の情報収集に努め、候補者リストの作成を支援する。 また、会社は年間を通して候補者リストを準備する。
取締役会の運営（情報提供）	資料提供の早期化や、内容の工夫により、大きく改善した。	取締役会の前段での議論を確認したり、その他の経営課題を参照するために、経営戦略会議のテーマや議題資料等の閲覧環境の改善と充実に努める。
取締役会の運営（時間配分）	会議終了時刻を柔軟にし、また、重要案件については、決議に至る前に数回の取締役会にまたがり議論することにより、早期の情報提供と十分な審議時間が確保できていた。	今後とも前例や過去の形式に捉われずに、柔軟な運営に努める。
取締役会の運営（自由闊達な議論のできる環境）	自由闊達な議論のできる環境が形成されている。	今後とも自由闊達な議論のできる環境の醸成に努める。
ステークホルダーの視点	投資家の視点をくみ取るための情報は執行サイドからの報告によって共有されているが、株主以外のステークホルダーとの協働についての情報共有には工夫の余地がある。 また、株主アンケートを実施したらどうかとの意見があった。	社外取締役は四半期決算説明会を傍聴することに努める。 IR活動の中で、社外取締役との対話を希望する投資家の有無を調査し、その結果に応じて適切な対話の場を検討する。 その他、中期経営計画の編成（発表）に連動したタイミングで株主アンケートを実施する。また、重要なステークホルダーである、従業員について、従業員の働きがいおよびよい良い職場風土の醸成を重要なテーマとして取り組み、その実態調査と分析を取締役に共有することとする。
委員会（独立委員会）	独立委員会は有効に機能している。	議案についての意見交換にとどまらず、目的を設定し、行動計画を立てて活動する。
委員会（指名委員会）	監査等委員である社外取締役がオブザーバーとして参加し、より透明性が進んだ。	取締役会からの諮問に応えることにとどまらず、答申内容を充実させるための調査、研究活動にも取り組む努力をする。 監査等委員である取締役も委員として参画することとする。 指名委員会は、適切な経験、知見を持つ社外取締役候補者の情報収集に努め、候補者リストの作成を支援する。
委員会（報酬委員会）	監査等委員である社外取締役がオブザーバーとして参加し、より透明性が進んだ。	取締役会からの諮問に応えることにとどまらず、答申内容を充実させるための調査、研究活動にも取り組む努力をする。 監査等委員である取締役も委員として参画することとする。
委員会（監査等委員会）	緻密にしっかりと活動し、適切に役割を果たしている。	海外共同監査等においても、内部監査部門と連携して活動する。